

質問書に対する回答⑦

件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書20-7-1 A1 区分内容 備考	区分内容内に「支柱の所定の位置に孔明けを施し」、備考欄に「孔明け位置は遮音板落下防止ワイヤ（2箇所）、支柱回転防止ワイヤ（1箇所）設置位置とする。」とありますが、遮音板取替の手間とは別に孔明けの費用を計上していると考えて良いですか。計上している場合は契約制限価格算出に採用されている歩掛、又は歩掛を引用している資料、掲載箇所を御教示願います。	遮音板取替の手間とは別に孔明けの費用を計上しております。 歩掛等については、令和6年度版土木工事積算基準(4週8休)第31編 3-8-1(6)「鋼桁孔明工」の準用を想定しております。
2	特記仕様書20-7-1 B1	契約制限価格算出に採用されている撤去・再設置の費用は土木積算基準書21-18遮音板取替工を採用していると考えてよいですか。違う場合は採用されている歩掛、又は歩掛を引用している資料、掲載箇所を御教示願います。	そのとおりお考え下さい。
3	特記仕様書12-1	「これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わない」とありますが、契約制限価格算出には施工費とは別に計上していると考えてよいですか。別に計上している場合は契約制限価格算出において想定している各現場から保管場所への運搬時間、運搬距離、想定積載質量、運搬回数を御教示願います。	施工費とは別に計上し、関連項目の契約単価に含んでおります。 保管場所、現場発生材等は設計図、特記仕様書に記載しておりますので、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
4	金抜き設計書 番号5・6・35・36	路面標示標準型C1 路面標示消去工Aは溶融式と考えてよいですか。	そのとおりお考え下さい。